

遊 漁 規 則

沿革 令和 5年 9月 1日認可

(目 的)

第1条 この規則は、この組合が有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合、組合の委託を受けた指定販売所等(以下「指定販売所等」という。)又は、組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)に第6条の遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。

2 前項の納付場所等は、毎年、新聞又は掲示等により公表するものとする。

(遊漁の方法及び期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる遊漁の方法により、ウ欄に掲げる区域内及びエ欄に掲げる期間中でなければならない。

ア 水産動物	イ 遊漁の方法	ウ 区 域	エ 期 間
あ ゆ	友 釣 り	免 許 区 域	7月1日から11月30日までの期間内で理事会が定めて公表する期間
	ど ぶ 釣 り	牛伏橋より下流の免許区域	7月1日から11月30日まで
	が ら 掛 け	根城橋より下流の免許区域	8月16日から11月30日まで
う ぐ い	餌釣り、擬餌釣り	免 許 区 域	3月1日から9月30日まで
	が ら 掛 け		3月1日から5月10日まで
う な ぎ	餌釣り、置釣り	免 許 区 域	4月1日から9月15日まで
	筒(口径20センチメートル以下)		及び11月1日から11月30日まで
や ま め	餌釣り、擬餌釣り	免 許 区 域	3月1日から9月30日まで
い わ な	餌釣り、擬餌釣り	免 許 区 域	3月1日から9月30日まで
さくらます	餌釣り、擬餌釣り	免 許 区 域	3月1日から6月30日まで
か じ か	餌釣り、やす	免 許 区 域	6月1日から9月30日まで

2 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、前項の各欄に定める範囲を制限することがある。この場合においては、当該制限の内容を新聞又は掲示等により公表するものとする。

(禁止区域)

第4条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
宮古市川井地内の川井発電用水取入口えん堤上流端の上流 100 メートルの地点から同えん堤下流端の下流 100 メートルの地点までの間の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水 産 動 物	全 長
やまめ(ひかりを含む)	13センチメートル
い わ な	13センチメートル
う ぐ い	13 センチメートル
う な ぎ	30 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料とし、肢体不自由者及び高齢者(75歳以上に限る。)のときは一般の2分の1に相当する額とする。なお、あゆがら掛け及びうぐいがら掛けは、この限りではない。

種 別	水産動物	漁具・漁法	区 分	遊 漁 料	
				日 券	年 券
全 魚 種	あゆ	友釣り、どぶ釣り	一 般 高校生	3,000 円 1,500 円	13,000 円 3,000 円
	やまめ、いわな、さくらます、うぐい	餌釣り、擬餌釣り			
	うなぎ	餌釣り、置釣り、筒			
	かじか	餌釣り、やす			
雑 魚	やまめ、いわな、さくらます、うぐい	餌釣り、擬餌釣り	一 般 高校生	2,000 円 1,000 円	10,000 円 (年券は全魚種のみ)
	うなぎ	餌釣り、置釣り、筒			
	かじか	餌釣り、やす			
あゆがら掛け	あゆ	がら掛け	一 般	1,000 円	6,000 円
			高校生	700 円	3,000 円
うぐいがら掛け	うぐい	がら掛け	一 般	500 円	4,000 円
			高校生	300 円	2,000 円

- 2 第2条の規定にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、高校生、肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）を除き、日券の額と同額を加算した額とする。
- 3 第1項の中学生、高校生、肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）にあつては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項に定める遊漁料の納付を受けたときは、様式第1号による遊漁承認証（以下「承認証」という）を交付するものとする。ただし、遊漁者が指定販売所等又はオンラインシステムで遊漁料を納付する場合は、これらの管理者が様式第1号で承認する内容を記載する書面又は表示する画面をもって、組合が交付する承認証とみなすものとする。

- 2 承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(共通遊漁の承認等に関する事項)

第7条 この漁場区域において、岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を納付しなければならない。

区 分	水産動物	漁具・漁法	遊 漁 料	
			個 人	団 体
全 魚 種	あゆ	友釣り、どぶ釣り	24,000 円	21,600 円
	やまめ、いわな、さくらます、うぐい	餌釣り、擬餌釣り		
	うなぎ	餌釣り、置釣り、筒		
	かじか	餌釣り、やす		
雑 魚	やまめ、いわな、さくらます、うぐい	餌釣り、擬餌釣り	17,000 円	15,200 円
	うなぎ	餌釣り、置釣り、筒		
	かじか	餌釣り、やす		

- 2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
 岩手県盛岡市内丸16番1号 岩手県水産会館5階
 岩手県内水面漁業協同組合連合会
- 3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、様式第2号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持するとともに、別に交付する腕章を付けなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については第6条第2項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、承認証（オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、承認証を表示した画面）を提示しなければならない。ただし、オンラインシステムで承認証を提示できない場合は、承認

証を表示した画面を印刷して携帯しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、遊漁に際しては川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、様式第 3 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

（違反者に対する措置）

第 11 条 組合又は漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

様式第1号 遊漁承認証

○年券

表

遊漁者
閉伊川漁協
(種別)

○○○ 年度 ○○○

氏名 _____

裏

注意事項

- 遊漁時は、必ず本証を身に付け、監視員からの要求に対し提示すること。装着なく遊漁した場合は加算金を申し受ける。
- 規則違反者には、直ちに遊漁を中止させ、以後遊漁を拒絶することがある。

○日券

表

遊漁承認証
(種別)

承認日 ○○年○○月○○日
有効期限 当日限り

遊漁料 (種別) ○○○円
現場売 ○○○円

魚種: ○○○の釣りに限る
(本証でがら掛けはできません。)

閉伊川漁業協同組合 印

裏

○ 注 意 事 項

1.
2.
3.
4.
5.
6.

様式第 2 号 県内共通遊漁承認証

No. _____		年県内共通遊漁承認証			
写 真	遊 漁 者			1. 有効期間	
	団体名			自	年 月 日
	住 所			至	年 月 日
	氏 名			2. 魚 種	
	年 齢			3. 遊漁料	
			4. 交付年月日		
岩手県内水面漁業協同組合連合会 印 盛岡市内丸 16 番 1 号 TEL019—623—8712					

様式第 3 号 漁場監視員証

表	裏
No.	注 意 事 項
漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明します。	1. 漁場監視員は、その証として漁場監視員証を携帯し、かつ、腕章を着用しなければならない。
氏 名 (年齢)	2. 漁場監視員は、その職務を行うにあたり要求があるときは、漁場監視員証を提示しなければならない。
住 所	
有効期間	
自 年 月 日	
至 年 月 日	
発行者	
閉伊川漁業協同組合 印	